

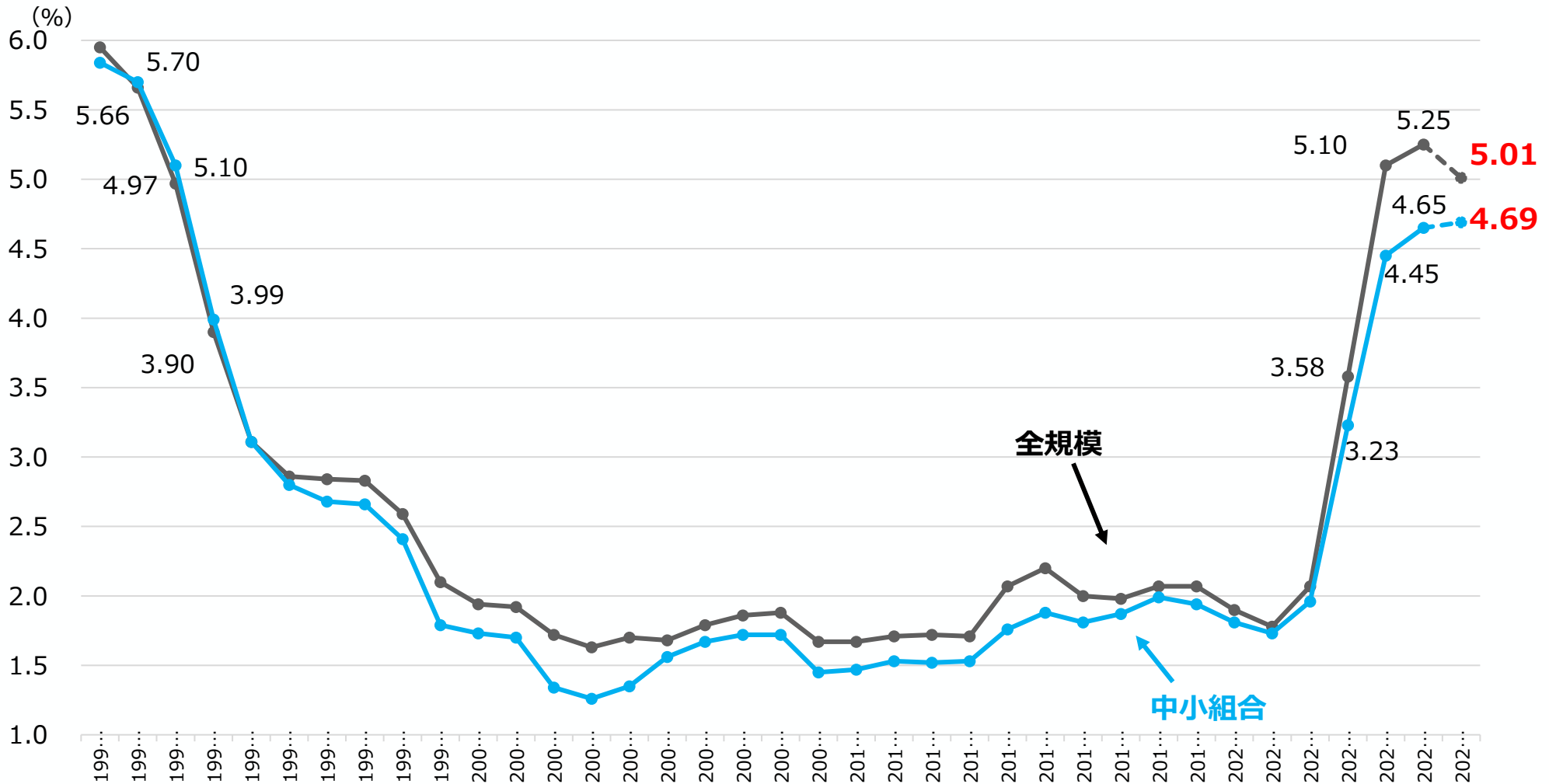
支払条件の適正化に関する最近の動向

2026年7月

中小企業庁

春季労使交渉回答集計結果（連合集計）の推移

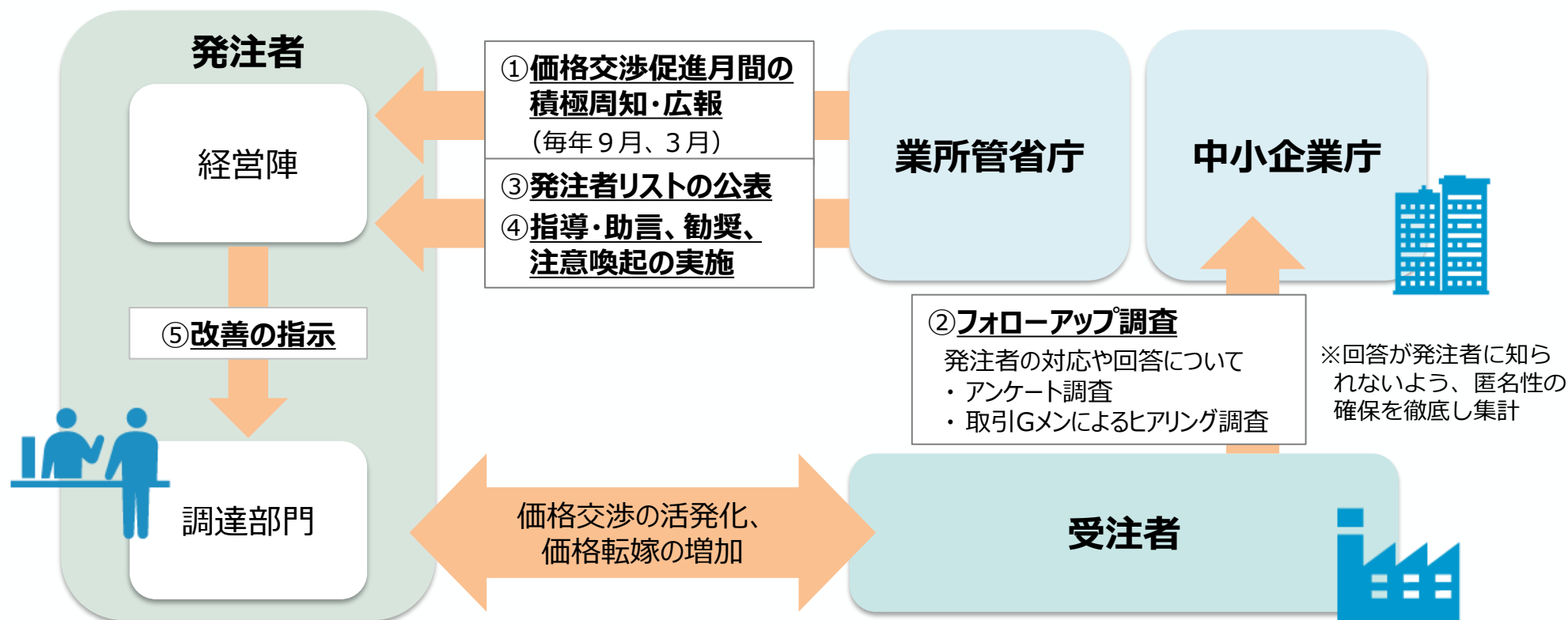
- 2023年の春季労使交渉賃上げ率（最終集計結果）は3.58%と、1993年以来30年ぶりの高い伸び。
- 2026年の春季労使交渉賃上げ率（最終集計結果）は、5.01%（中小組合は4.69%）。



※ 1：調査対象は、連合加盟企業の組合。「中小組合」は、組合員数300人未満の組合。
 ※ 2：賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。
 ※ 3：2026年分は第7回答集計結果を記載。
 （出典）日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果について」

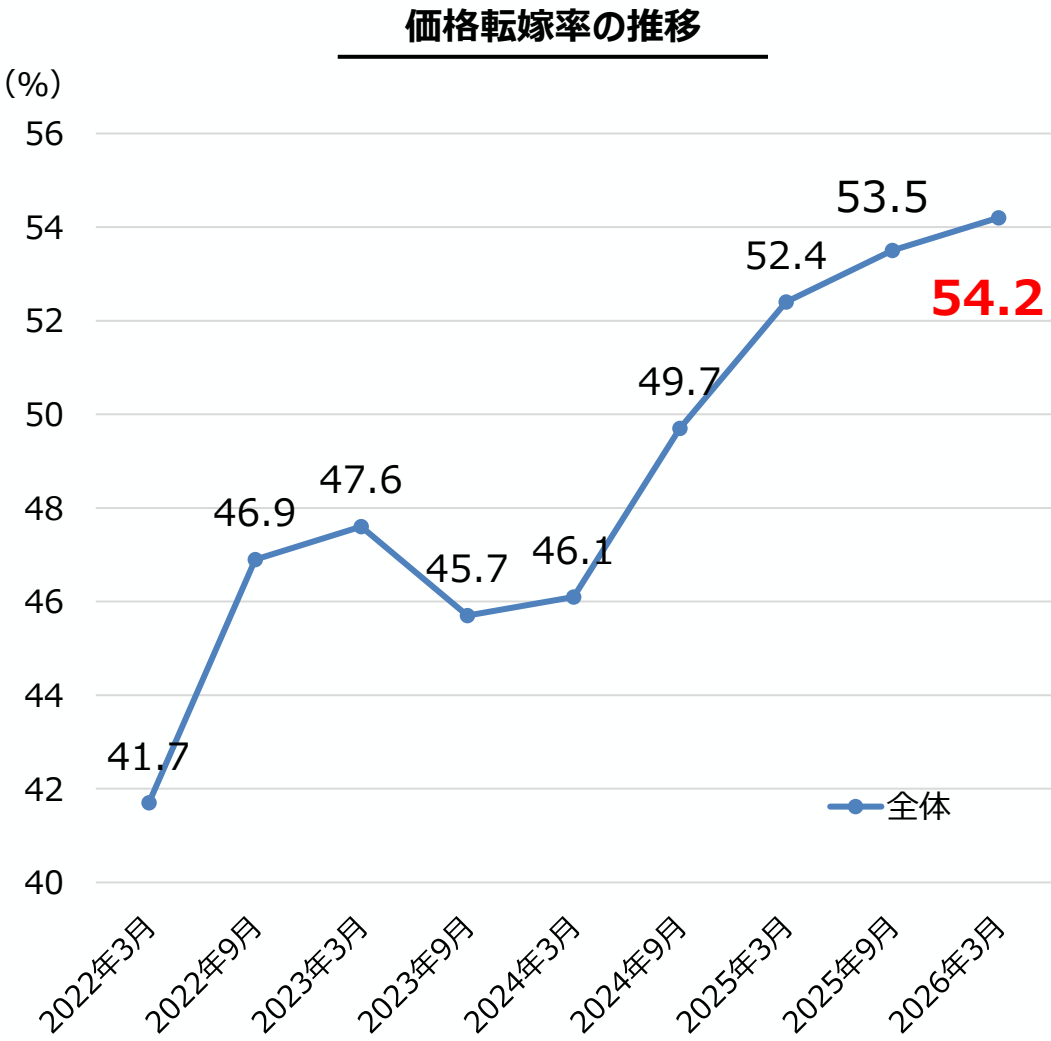
「価格交渉促進月間」における取組

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格転嫁・取引適正化を経済界全体で促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定。
- 受注側中小企業30万社へのアンケート調査や、発注者ごとに価格交渉・転嫁等の状況を整理した「発注者リスト」の公表等により、発注者の自発的な取引方針の改善に繋げる。
- 2021年9月から開始し、2026年3月で10回目の「月間」を実施中。



価格転嫁の状況

- 価格転嫁率は改善傾向にはあるものの、未だ**54.2%**と道半ば。業種別にも差がある状況。

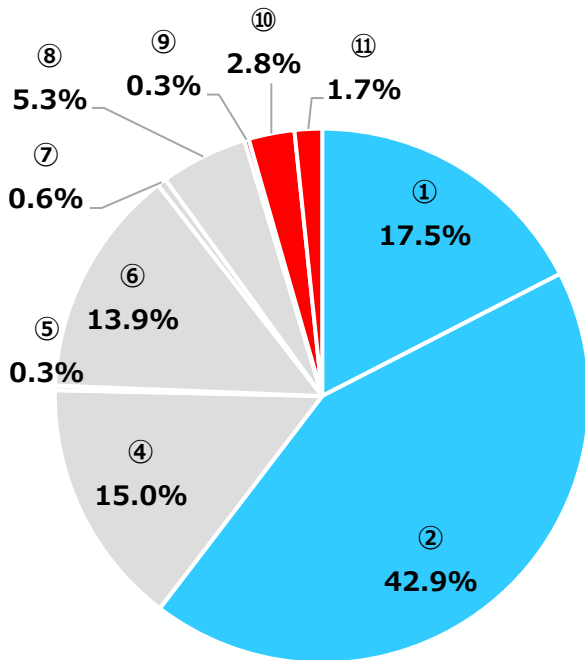


※2022年3月は集計方法が異なるため参考値。

業種別の価格転嫁率		
2026年3月		
全体		
業種別	1位	化学
	2位	電機・情報通信機器
	3位	造船
	4位	飲食サービス
	5位	機械製造
	6位	自動車・自動車部品
	7位	食品製造
	8位	製薬
	9位	情報サービス・ソフトウェア
	10位	鉱業・採石・砂利採取
	11位	金融・保険
	12位	電気・ガス・熱供給・水道
	13位	金属
	14位	石油製品・石炭製品製造
	15位	卸売
	16位	小売
	17位	紙・紙加工
	18位	建設
	19位	不動産業・物品賃貸業
	20位	運輸・郵便（トラック運送除く）
	21位	印刷
	22位	警備
	23位	繊維
	24位	生活関連サービス
	25位	建材・住宅設備
	26位	通信
	27位	広告
	28位	農業・林業
	29位	廃棄物処理
	30位	放送コンテンツ
	31位	ビルメンテナンス
	32位	トラック運送
	—	その他
コスト増に対する転嫁率		
		↑ 54.2% (53.5%)
		↓ 65.9% (66.7%)
		↑ 63.6% (60.6%)
		↑ 62.4% (59.4%)
		↑ 62.0% (57.2%)
		↑ 61.4% (59.4%)
		↑ 61.2% (58.9%)
		↑ 59.5% (59.3%)
		↑↑ 57.2% (46.7%)
		↑↑ 56.7% (50.9%)
		↑ 56.5% (52.9%)
		↑ 56.5% (56.2%)
		↑ 56.2% (52.7%)
		↑ 55.1% (54.2%)
		↑ 54.7% (50.0%)
		↑ 54.6% (54.1%)
		↑ 54.3% (54.0%)
		↑ 53.4% (50.0%)
		↓ 53.0% (53.2%)
		↑ 52.9% (51.7%)
		↑ 52.8% (52.4%)
		↑ 51.7% (49.9%)
		— 50.5% —
		↑ 50.2% (48.1%)
		↑ 49.3% (48.9%)
		↑ 48.9% (47.2%)
		↑ 48.1% (46.6%)
		↑ 44.0% (43.4%)
		↑ 42.4% (42.3%)
		↑ 42.0% (41.1%)
		↑ 41.4% (40.1%)
		— 40.2% —
		↓ 34.5% (34.7%)
		—

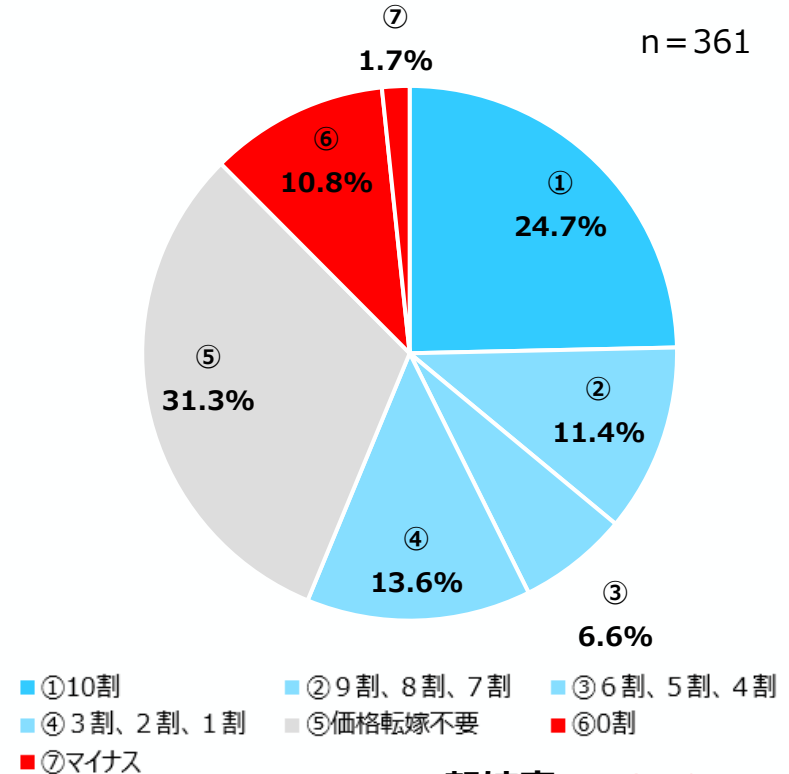
(参考) 金融・保険

直近 6 か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近 6 か月間における価格転嫁の状況(コスト全般)



転嫁率：56.5%

アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

○コスト上昇の根拠を示した協議により、再委託先を含む関係者が納得できる価格改定が実現している。

○自社に価格決定権があり、仕入価格の上昇分をそのまま販売価格へ反映できている。

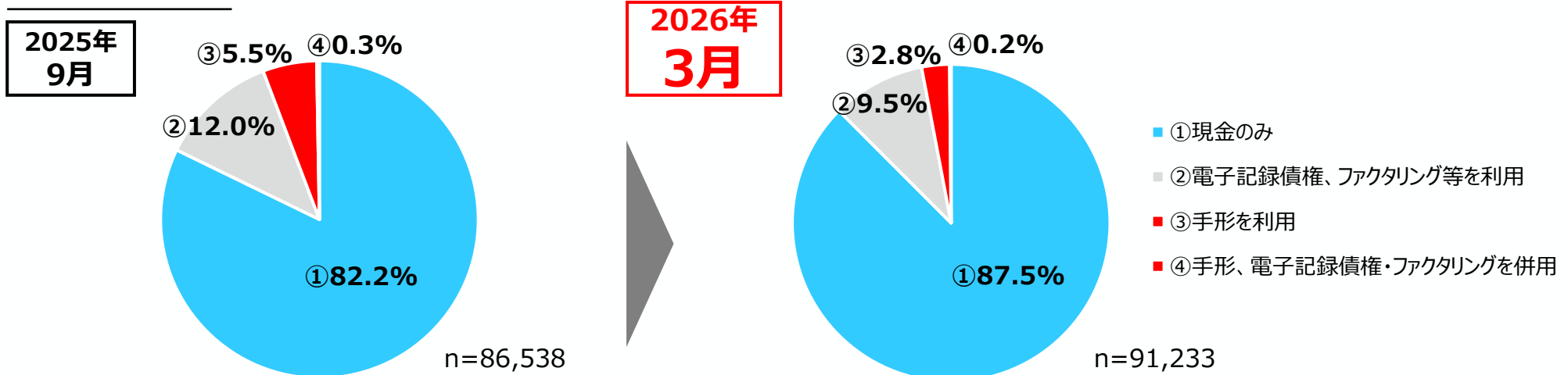
▲単価据え置きや値引き強要、支払遅延などが続き、交渉にも応じない旧来の不適正慣行が残る。

▲コストや原材料価格が30年前の水準に抑えられ、交渉で一時的に引上げても担当変更で再び旧水準に戻される。結果として価格転嫁は認められず、値引きまで強要される状況が続いている。

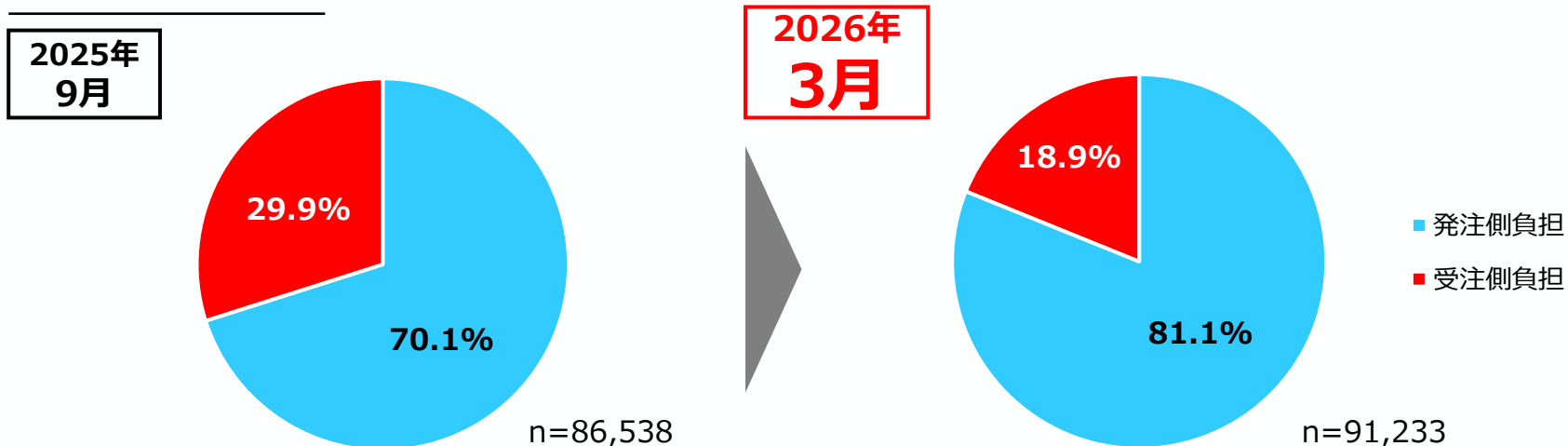
取引代金の支払条件の状況

- 取引代金の支払手段について、全額「現金のみ」の割合は87.5%まで増加（前回82.2%）。「手形の利用がある」割合は、3%まで減少（前回5.8%）。
- 支払手数料の負担について、「受注側企業が負担している」割合は、2割弱まで減少（前回29.9%）。

支払手段



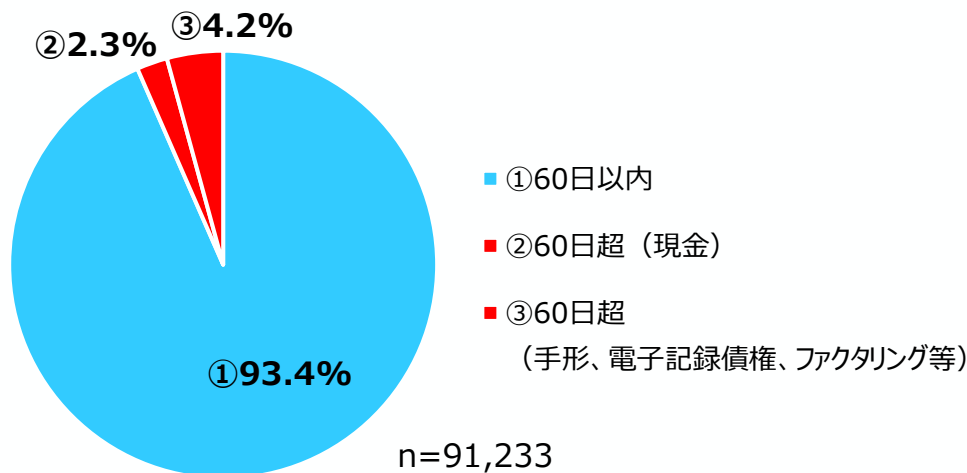
支払手数料負担



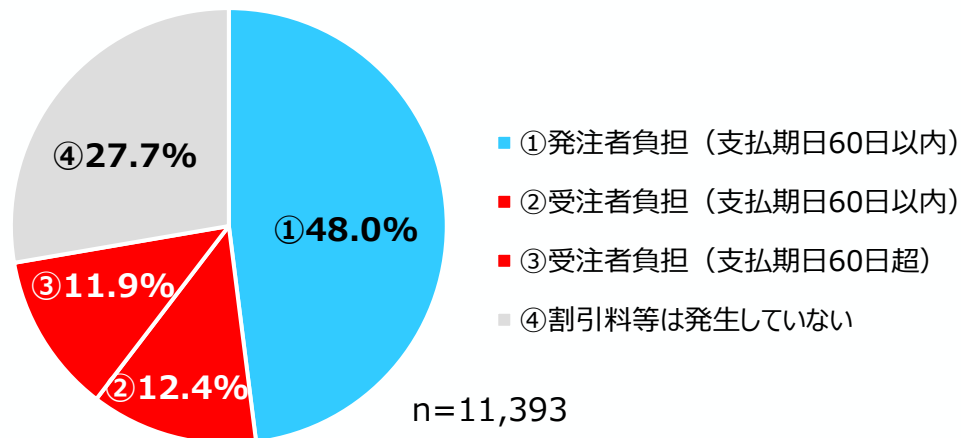
取引代金の支払条件の状況

- **支払期日**（支払いまでの期間）が**60日を超過**している割合は全体の**6.6%**。
- 手形等（手形・電子記録債権・ファクタリング）の利用がある企業のうち、「**割引料等を受注側企業が負担している**」と回答した割合は、**約2割**（24.3%）を占める。

支払期日※



割引料等※の負担状況



※ 支払期日は、発注側企業が給付を受領した日（役務の場合は提供を受けた日）から受注側企業が取引代金の全額を受け取るまでの期間をいう。

※ 割引料等は、ファクタリング等の現金化に係る手数料（割引料等）や、当該ファクタリング等を利用する際の手数料（システム利用料等）を含む。割引料負担は、満期日より前に、受注者側の事情により、代金の受領を前倒しするために割引料を支払う場合を除く。

アンケート回答企業からの支払条件に関する具体的な声

○今年1月から取適法が適用され、期日が短縮されるとともに振込手数料も発注側企業の負担になった。

○手形支払が全額現金に変更になり、支払サイトが短縮されたので資金繰りが楽になった。

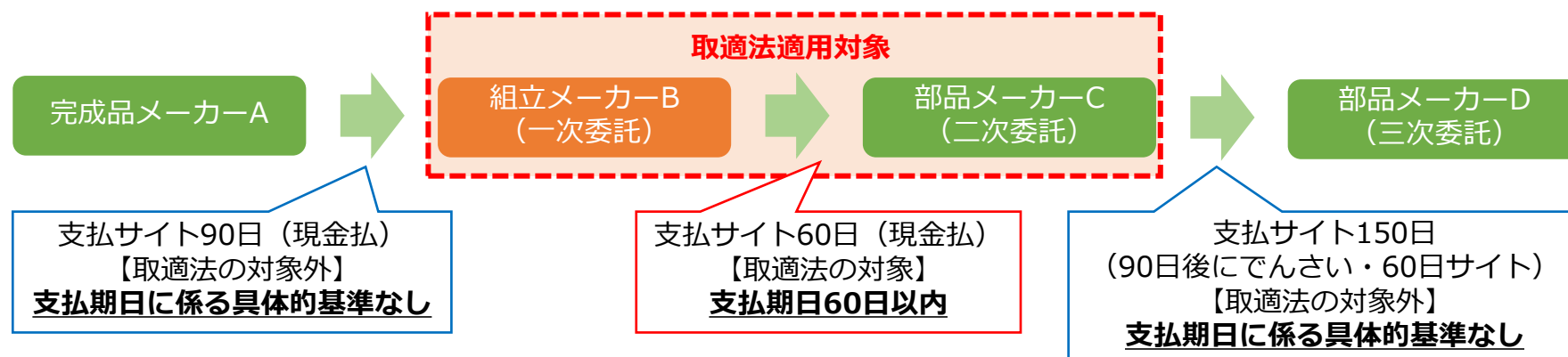
▲未だに120日を超えた支払いがある。期日の短縮や支払の現金化を依頼しているが取り合ってもらえない。

サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）①

課題

- ・ 支払条件の決定においては、発注者が優位に立つ傾向があり、その場合に支払サイトが長期化する傾向。
 - ・ サプライチェーンの上流から下流まで全体で受取サイト短縮に向けた対応が必要。
 - ・ 特に、取適法対象取引を含め複数の取引段階が連なるサプライチェーンでは、支払期日が遅く設定される傾向にあり、手当の必要性が高い。
- 取適法対象取引の延長線上にあるサプライチェーン全体において支払期日が適切に設定されるような環境整備に向けて、優越的地位の濫用の観点から、取組を講じるべきではないか。

(例) 製造業におけるサプライチェーン



事業者の声

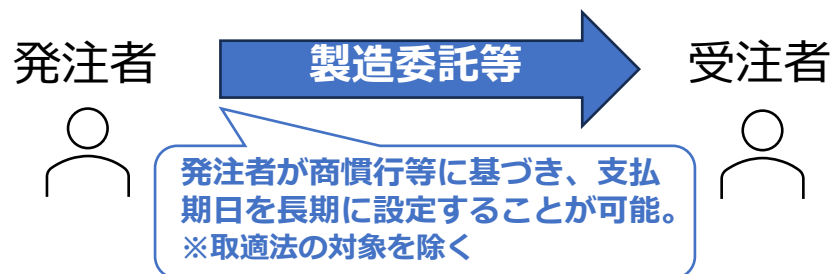
- 【小売業】自社の資金繰りを改善するためにも、サイト短縮や現金支払への変更をお願いしたいが、自社の売上の上位取引先であり、転注されてしまう可能性を踏まえると交渉はできていない。
- 【製造】取適法対象外取引のため、自社から取引先に資金繰り改善のために（支払サイトの短縮等の）申入れする根拠がないと考えており、また、申し入れることにより他社に転注されることをおそれて申入れができない。
- 【製造】受注者が発注者に対し、支払サイトの短縮をお願いすると、値引きを求められることもある。受注者としては、独自の技術力をもって、発注者への交渉力を高めるしかないが、やはり自社だけ交渉を行うことは難しい。

サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）②

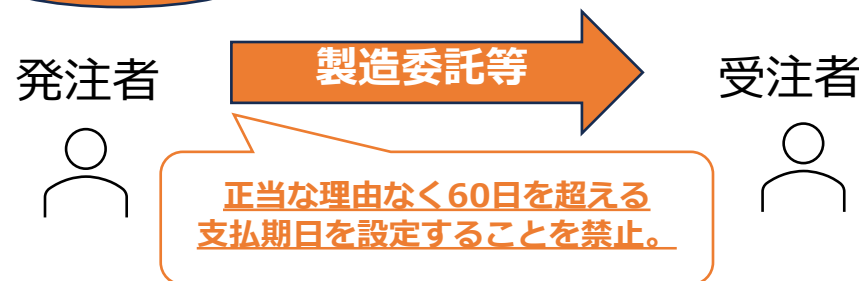
解決の方向性

- サプライチェーン全体において、支払期日が適切に設定されるような環境を整備するため、**「製造委託等」の取引を対象に、支払期日に係る具体的な基準を定める独占禁止法上の告示（特殊指定）を新たに策定する**（2026年6月18日公布・2027年4月1日施行）。

現状



施行後



新たな特殊指定の概要

適用対象

- 製造委託等をした発注者の行為に適用される。
※「製造委託等」とは、取適法に規定する製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託をいう。
※発注者・受注者に関して規模基準（資本金基準及び従業員基準）は設けない。
ただし、その取引上の地位が当該発注者に対して劣っていないと認められる者に対する行為を除く。
取引上の地位の優劣の判断は、受注者の発注者に対する取引依存度、発注者の市場における地位等を総合的に考慮。

禁止行為

- 正当な理由がある場合を除き、給付を受領した日から起算して60日の期間経過後なお代金を支払わないこと（支払遅延）を禁止。
※「正当な理由がある場合」とは、例えば、受注者の責めに帰すべき理由がある場合や、合理的な理由に基づき60日を超える支払期日に係る条件が合意された場合等が挙げられる。

(参考) 自民党 競争政策調査会

**更なる取引適正化の推進とデジタル分野の競争環境整備に向けた提言（抜粋）
（2026年5月21日）**

（3）サプライチェーン全体での支払条件の適正化

取適法の対象となる取引においては、委託事業者は、給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内において代金の支払期日を定める義務が課されている。一方、**サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を実現するためには、サプライチェーンの上流から下流まで、支払期日が適切に設定されることが重要である。**

このため、公正取引委員会は、**令和9年4月1日に施行が予定されている独占禁止法に基づく新たな告示（製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法）について、最終版の公表に向けた作業を進めるとともに、最終版の公表においては周知広報や取引実態のモニタリング調査を行うなど、サプライチェーン全体での支払条件の適正化に向けた取組を着実に進めるべきである。**

また、**地方の金融機関や金融庁、中小企業庁とも連携し、発注者による支払期日までの支払のためのキャッシュが十分に確保されるよう目配りしていくべきである。**

(参考) 東京証券取引所 コーポレートガバナンス・コード (抜粋)

(2026年7月21日施行)

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

【解釈指針】

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、人的資本への投資等や適切な分配を行う、取引先と公正・適正な取引（サプライチェーンにおける適正な価格転嫁を含む）を行うなど、これらのステークホルダーと適切に協働することにより初めて、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成することができることを十分に認識すべきである。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。なお、地域社会に資する投資を行うことも、中長期的な企業価値の向上につながる場合には、会社の存続・活動の基盤をなす主体を活性化するという意味において重要である。

そのような認識の下、上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。